

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に関する評価軸等（案）について

平成 27 年 1 月 29 日

厚生労働省大臣官房厚生科学課

中長期目標（案）	評価軸（案）	指標（関連する評価指標、モニタリング指標等）（案）
第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 A. 医薬品等に関する事項 1. 基盤的技術の研究及び創薬等支援 世界最高水準の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開発に資するよう事業を実施するという観点から、難病対策、新興・再興感染症対策、迅速な新薬等の開発、抗体・核酸医薬等の開発の推進等の国の政策課題の解決と国の経済成長に寄与することを目標に、以下の研究及び創薬等支援に取り組むこと。 なお、創薬支援ネットワークの一環として創薬支援を行う場合は、日本医療研究開発機構等と緊密に連携を図ること。 （1）難病治療等に関する基盤的研究及び創薬等支援 難病等に対する研究は、公的研究機関で担うべき研究の一つであることから、難病等について、分子病態の解明、治療法や医薬品等の研究開発及び関連する基盤的技術の研究開発を行うとともに、それらの成果等も活用して医薬品等の開発を支援すること。	①研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 ②研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。	①について ・ 具体的な取組事例（評価指標） ・ 各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数（モニタリング指標） ・ 共同研究等件数（モニタリング指標） ・ 共同研究等の進捗（モニタリング指標） ・ データベース等の公開状況（モニタリング指標） ②について ・ 具体的な取組事例（評価指標） ・ 特許出願件数（モニタリング指標） ・ 論文発表件数（モニタリング指標）

		・学会発表件数（モニタリング指標） ・探索された創薬ターゲット数・シーズ数（モニタリング指標） ・研究の進捗（モニタリング指標）
（２）ワクチン等の研究開発及び創薬等支援 新興・再興感染症対策等に資するため、ワクチン及びその免疫反応増強剤（アジュバント）並びに免疫システム等を基盤とした治療法、医薬品等の研究開発を行うとともに、その成果等も活用してワクチン等の開発を支援すること。	①研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 ②研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・他機関等との連携等の数（モニタリング指標） ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数（モニタリング指標） ・共同研究等件数（モニタリング指標） ・共同研究等の進捗（モニタリング指標） ②について ・具体的な取組事例（評価指標） ・特許出願件数（モニタリング指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・研究の進捗（モニタリング指標）
（３）医薬品等の安全性等評価系構築に向けた基盤的研究及び創薬等支援 創薬等に関する研究の加速化を図るため、幹細胞の分化誘導系等を利用すること等により、医薬品・医療機器の安全性等の評価系の構築に向けた基盤的研究を行うとともに、その成果等も活用して医薬品等の開発を支援すること。	①研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 ②研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数（モニタリング指標） ・共同研究等件数（モニタリング指標） ・共同研究等の進捗（モニタリング指標） ・ガイドライン案の作成に向けた各種データの取得の進捗（モニタリング指標） ・安全性評価のバイオマーカーや安全性データベースの利用状況（モニタリング指標） ②について ・具体的な取組事例（評価指標） ・特許出願件数（モニタリング指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標）

		・研究の進捗（モニタリング指標）
（４）抗体・核酸に係る創薬等技術の基盤的研究及び創薬等支援 抗体・核酸医薬等の開発を推進するため、抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等に関する技術の研究を行うとともに、抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等の創薬等支援を行うこと。	①研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 ②研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・抗体・核酸のスクリーニング、最適化、デザイン等の実施件数（モニタリング指標） ・共同研究等件数（モニタリング指標） ・共同研究等の進捗（モニタリング指標） ・創薬に関連した相談等に対する体制整備の状況（モニタリング指標） ②について ・具体的な取組事例（評価指標） ・特許出願件数（モニタリング指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・研究の進捗（モニタリング指標） ・コストパフォーマンス向上の状況（モニタリング指標）
２．生物資源に係る研究及び創薬等支援 ヒト組織・細胞、疾患モデル動物、薬用植物、実験用霊長類等の生物資源は、医薬品等の開発に有用なツールであることを踏まえ、これまで蓄積した専門性や経験も活かしつつ、革新的な医薬品等の開発に資するべく、これらの生物資源の研究開発、収集、維持、品質管理、提供に関し、以下の研究及び創薬等支援に取り組むこと。 なお、創薬支援ネットワークの一環として創薬支援を行う場合は、日本医療研究開発機構等と緊密に連携を図ること。 （１）難病・疾患資源に係る研究及び創薬等支援 難病・疾患研究に重要なヒト組織・細胞等及び疾患モデル動物の開発、品質高度化、遺伝子等の情報付加並びにヒト試料等の研究利用における政策・倫理研究等の研究を行うこと。また、これらの生物資源の収集、維持、品質管理、提供及び政策・倫理研	①研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数（モニタリング指標） ・共同研究等件数（モニタリング指標）

究の成果の普及等を通じて医薬品等の開発を支援すること。 なお、本研究所が実施するバンク事業について、試料は有用な研究ツールであるため、その更なる利活用を図り、品質管理を強化する観点から、バンクの利用者のニーズ等を踏まえ、試料の価値を高めるために必要な情報を付加するとともに、試料に係る各種情報について共有し、もってバンク事業を行っている他の独立行政法人との連携を強化すること。 また、その際には、バンクの利用者にとって分かりやすく、より一層利用しやすい環境整備を図ること。	②研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。	・共同研究等の進捗（モニタリング指標） ・細胞等培養技術の普及状況（モニタリング指標） ・規制研究の進捗（モニタリング指標） ・データベースの構築状況（モニタリング指標） ②について ・具体的な取組事例（評価指標） ・特許出願件数（モニタリング指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・生物資源開発及び情報付加の進捗（モニタリング指標） ・生物資源の提供状況（モニタリング指標） ・倫理申請状況（モニタリング指標） ・他機関等との連携状況（モニタリング指標） ・他機関等に対する技術提供及び支援の状況（モニタリング指標）
（２）薬用植物に係る研究及び創薬等支援 薬用植物及び他の有用植物（以下「薬用植物等」という。）は、医薬品及びその原料、更には健康食品等として、国民の健康に大きく貢献してきた。植物の分化全能性と多様な機能性成分を生合成する能力に鑑み、その創薬資源としての重要性は高い。また、薬用植物資源研究センターは日本で唯一の薬用植物等の総合研究センターとして、ナショナルリファレンスセンターの機能を果たすことが期待される。 このような重要性に鑑み、薬用植物等の重点的保存、資源化、戦略的確保を行うとともに、関連情報の集積・発信により薬用植物等の栽培及び創薬等を支援すること。また、薬用植物資源のより高度な活用に資する応用研究を行うこと。	①研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 ②研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・地方公共団体、企業等への技術移転件数（モニタリング指標） ・種子交換件数（モニタリング指標） ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数（モニタリング指標） ・共同研究等件数（モニタリング指標） ・共同研究等の進捗（モニタリング指標） ・国際動向等に係る情報収集及び提供の状況（モニタリング指標） ・麻薬関連植物の遺伝子領域等の情報整備状況（モニタリング指標） ②について ・具体的な取組事例（評価指標） ・特許出願件数（モニタリング指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・研究の進捗（モニタリング指標） ・薬用植物等に係る遺伝情報等の収集、整理及び発信の

	③研究や支援の成果等が高品質かつ安全な薬用植物等の安定供給につながっているか。	状況（モニタリング指標） ③について ・ 具体的な取組事例（評価指標） ・ 特許出願件数（モニタリング指標） ・ 論文発表件数（モニタリング指標） ・ 学会発表件数（モニタリング指標） ・ 品種登録（出願）に向けた取組及びその進捗（モニタリング指標） ・ 研究の進捗（モニタリング指標） ・ 薬用植物栽培指針の作成状況（モニタリング指標） ・ 地方公共団体及び業界団体等との連携実績（モニタリング指標）
（３）霊長類に係る研究及び創薬等支援 実験用霊長類は医薬品・医療機器の開発において利用される最も重要な実験動物であり、基盤的な開発研究、種々の橋渡し研究、医薬品候補化合物の安全性と有効性の評価、そして新興・再興感染症の制圧を目的とした診断法、治療法及びワクチンの開発に不可欠であり、世界的にも飛躍的に需要が増加している。 このような重要性に鑑み、高品質の医科学研究用霊長類の繁殖、育成、品質管理を行うとともに、それを供給することにより医科学研究を支援すること。また、ヒト疾患モデルの開発等霊長類を用いた医科学研究を行うこと。	①研究や支援の成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 ②研究や支援の成果等が企業又はアカデミアにおける研究の実用化又は進展につながっているか。	①について ・ 具体的な取組事例（評価指標） ・ 各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数（モニタリング指標） ・ 共同研究等件数（モニタリング指標） ・ 共同研究等の進捗（モニタリング指標） ②について ・ 具体的な取組事例（評価指標） ・ 特許出願件数（モニタリング指標） ・ 論文発表件数（モニタリング指標） ・ 学会発表件数（モニタリング指標） ・ カニクイザル供給頭数（正常／疾患モデル）（モニタリング指標） ・ 共用利用施設の利用率又は利用件数（モニタリング指標） ・ SPF サル類の保有数及びカニクイザル生産頭数の管理状況（モニタリング指標） ・ 研究の進捗（モニタリング指標）

3. 医薬品等の開発振興

医薬品等の開発振興については、これまでに蓄積した医薬品等の開発支援に係る専門性及び経験を活かして、国内外の最新の技術動向等を的確に把握するとともに、公的試験研究機関、大学、民間企業等と連携を図り、希少疾病用医薬品等を始めとした医薬品等の開発を一層促進することが必要である。特に、薬事法改正により、再生医療等製品が新たに定義されたこと等を踏まえ、希少疾病用再生医療等製品を始めとした再生医療等製品の開発にも適切に取り組む必要がある。

このような観点から、医薬品・医療機器・再生医療等製品の開発を促進するため、以下の事業を実施すること。

(1) 希少疾病用医薬品等開発振興事業

希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品の研究開発を促進するために、助成金交付、指導・助言・相談、税額控除に係る認定等の支援事業を実施すること。

①助成金交付事業等のために必要な支援体制が十分に確立されているか。

②ヒアリング、実地調査等が適切に実施され、効率的な開発支援が実施されているか。

③事業内容の普及・啓発が適切に実施されているか。

④助成金交付等の支援により、希少疾病用医薬品等の承認申請につながっているか。

①について

- ・支援体制の確立の有無（評価指標）
- ・プログラムオフィサーの人数（モニタリング指標）

②について

- ・適切な支援の有無（評価指標）
- ・ヒアリング・実地調査実績（モニタリング指標）
- ・指導・助言・相談実績（モニタリング指標）
- ・認定実績（モニタリング指標）

③について

- ・説明会の開催件数（評価指標）
- ・パンフレットの更新（モニタリング指標）
- ・ホームページの管理（モニタリング指標）

④について

- ・製造販売承認申請品目数の割合（評価指標）
- ・助成金交付品目数（モニタリング指標）

（２）特例業務及び承継事業等 ア 画期的医薬品・医療機器の実用化段階の研究を行うベンチャー企業等を支援する実用化研究支援事業（平成２３年度廃止）の既採択案件のフォロー、成果の創出等を行う特例業務を実施するに当たり、適正な体制を構築するとともに、繰越欠損金の解消状況を随時把握し、必要に応じ指導・助言を行うなどマネジメントを強化することにより、研究成果の早期実用化及び収益の最大化を図り、平成４０年度までの解消計画の随時見直しを行い、着実に繰越欠損金の解消を目指すこと。 イ 旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構で実施した出資事業に係る資金の回収を行う承継事業等を実施するに当たり、適正な体制を構築するとともに、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みを精査し、毎年度見直すなどマネジメントを強化することにより、研究成果の早期実用化及び収益の最大化を図り、着実に繰越欠損金の解消を目指すこと。 なお、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みと事業終了による回収額を比較し、事業終了による回収額が上回る場合は、事業終了年度前の事業の終了を含め承継事業の抜本的な見直しを行うこと。	①成果の実用化、収益最大化のための指導・助言及び評価を行うための支援体制が確立されているか。 ②実施状況、新たな技術動向等にも機動的に対応し、収益の最大化に向けた支援が図られているか。 ③成果が社会的価値である国民の健康福祉の増進に貢献するものであるか。 ④繰越欠損金の解消が進んでいるか。	①について ・支援体制の確立の有無（評価指標） ・プログラムオフィサーの人数（モニタリング指標） ②について ・外部評価委員による評価の有無（評価指標） ・事業実施者への訪問等による支援実績（モニタリング指標） ・収益の最大化に関する指導・助言実績（モニタリング指標） ③について ・薬事承認取得により実用化（上市）がなされる等、収益が生じた件数（評価指標） ・実用化が見込まれる知的財産権の創出や技術の開発の支援の実績（モニタリング指標） ・事業実施者が治験を実施することにより、被験者への投与がなされた事例の実績（モニタリング指標） ④について ・事業実施者が薬事承認を取得することにより実用化がなされ、繰越欠損金の解消に貢献した事例の有無（評価指標） ・繰越欠損金の解消の経年変化（モニタリング指標） ・新たな技術動向等を踏まえた繰越欠損金の解消計画の随時見直しの有無（モニタリング指標）
B. 健康と栄養に関する事項 １. 研究に関する事項 栄養と身体活動の観点からの多角的な評価を同時に実施しうる本研究所の独自性・利点を活かすとともに、健康日本２１（第二次）、健康・医療戦略、食育推進基本計画、戦略市場創造プランなどの政策目標の達成に資することを目的として栄養と身体活動に関する研究を推進すること。 また、健康志向の高まりから健康食品の利用が増えている。一方で健康食品の一部には、健康被害の報告		

もあるため、関係省庁において消費者に対して適正な利用を求めるとともに安全性確保の取組がなされている。本研究所は健康食品等に含まれる素材や成分の使用実態の把握、食品表示を踏まえた有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究を実施し、これらの取組に寄与すること。また、健康食品の適正な選択・利用の推進及び健康被害の未然防止の観点から情報を幅広く発信していくこと。

このため、以下に特化・重点化して研究を行うこと。

(1) 日本人の健康寿命延伸に資する身体活動と栄養の相互作用に関する研究

本研究所の有する、身体活動・栄養研究に関する高度な専門性を活かし、日本人の知見が不足している高齢者などのエネルギー・栄養所要量の確立に関する研究、ヒト集団における大規模介入研究等を通じて、身体活動と栄養の相互作用についての解明を進め、健康寿命の延伸を目指したガイドライン等の妥当性の検証、将来に向けての効果的なエビデンスの構築等を図ること。

①身体活動と栄養の相互作用に関する知見が科学的・学術的に意義があるか。

②ガイドライン等の検証や施策等に活用されるエビデンスの構築がなされているか。

③国民の身体活動増加や健康寿命の延伸に貢献するものであるか。

①について

- ・具体的な取組事例（評価指標）
- ・論文発表件数（モニタリング指標）
- ・学会発表件数（モニタリング指標）
- ・研究費獲得件数（モニタリング指標）

②について

- ・ガイドライン等における利用の具体的事例（評価指標）
- ・ガイドライン等における採用項目数（モニタリング指標）
- ・ガイドライン等における引用論文数（モニタリング指標）

③について

- ・健康日本21（第二次）の目標達成に向けての具体的な取組事例（評価指標）
- ・健康日本21（第二次）の「運動しやすいまちづくり環境整備」に取り組む地方公共団体数（モニタリング指標）
- ・厚生労働省や自治体の検討会への委員派遣件数（モニタリング指標）

(2)日本人の食生活の多様化と健康への影響及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究 日本人の食生活の多様性を科学的に評価し、それが健康に及ぼす影響について疫学的研究を行うこと。また、その成果を活かした食生活改善に向けた施策への提言を行うとともに、生活習慣病の予防法の確立や健康格差の縮小に寄与すること。	①食生活の多様性や生活習慣病予防、健康格差の縮小に関した知見が科学的・学術的に意義があるか。 ②社会ニーズに応じた食生活・生活習慣の改善施策や生活習慣病予防施策の推進に寄与したか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・研究費獲得件数（モニタリング指標） ②について ・具体的な取組事例（評価指標） ・厚生労働省や地方公共団体の検討会への委員派遣件数（モニタリング指標） ・ガイドライン・マニュアル等への反映件数（モニタリング指標）
(3)健康食品を対象とした有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 健康食品に関する国民の関心が高まる一方で、自由な経済活動を確保しようとする流れもある。こうした中、公平・公正な視点から健康食品等に含まれる素材や成分の有効性と健康影響に関する調査研究を進め、国民の食に関する安全の確保及び業の健全な進展に資すること。	①健康食品に関する有効性及び安全性確保に資する取組がなされているか。 ②成果や取組が国の方針や社会のニーズと適合しているか。 ③国民のニーズを踏まえた健康食品の安全性・有効性情報、正しい利用法の提供ができているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・研究費獲得件数（モニタリング指標） ②について ・行政・社会への貢献度（評価指標） ・国や地方公共団体等の検討会への委員派遣件数（モニタリング指標） ・共同研究件数（モニタリング指標） ③について ・具体的な取組事例（評価指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・新聞・雑誌への掲載数と講演数（モニタリング指標） ・ホームページの情報掲載件数と更新件数（モニタリング指標） ・アクセス件数（モニタリング指標） ・認知度と情報提供法の妥当性のチェック状況（モニタリング指標）

		・ホームページのリンク件数（モニタリング指標）
（４）国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するための関連研究領域の基礎的、独創的及び萌芽的な研究 国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するため、課題克服、エビデンス創出等を目指した関連領域の研究を行うとともに、我が国のヒトに関する健康・栄養研究の底上げを目指すこと。	①国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成できているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・関係省庁との研究連携を担う研究者の割合（モニタリング指標） ・公衆衛生施策と関連した論文発表件数（モニタリング指標）
２．法律に基づく事項 本研究所が行うこととされている健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の実施に関する事務並びに健康増進法及び食品表示法の規定により収去された食品の試験について以下のように取り組むこと。 （１）国民健康・栄養調査に関する事項 国民健康・栄養調査は国や地方公共団体における施策を検討する上での基礎データとなるものであり、本研究所においてはこれまでの業務の実施において培ったノウハウを活かしつつ効率的な実施に努めるとともに、これまでに蓄積されたデータを基に分析を進め、全国や地域レベルでの施策成果を評価できるようにするなど、調査の高度化に資する研究を実施すること。また、国や地方公共団体の健康増進施策の推進に専門的な立場から協力すること。	①効率的な集計が行われているか。 ②調査の高度化が図られているか。 ③専門的・技術的な支援を行っているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・事業経費（モニタリング指標） ・報告状況（モニタリング指標） ②について ・具体的な取組事例（評価指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・食事調査システム改善（モニタリング指標） ・調査結果の利活用状況（モニタリング指標） ③について ・具体的な取組事例（評価指標） ・技術支援の件数（モニタリング指標）

(2) 収去試験に関する業務及び関連業務 食品表示は、消費者が栄養成分や熱量の摂取状況の目安を把握して自らの健康増進に資するための情報であり、当該食品の成分量が正しく表示されている必要がある。本研究所は、健康増進法第27条第5項及び食品表示法第8条第7項の規定により本研究所が行うこととされている収去された食品の試験業務並びに健康増進法第26条第3項の規定による特別用途食品の許可試験を的確に実施するとともに、成分分析に係る分析値の信頼性を向上するため、検査方法の標準化及び改良、検査精度の維持管理に重点的に取り組み、関連省庁における食品表示に関する取組に専門的な立場から協力すること。 なお、食品表示法に基づく栄養表示に関する収去試験の実施は、民間の登録検査機関の活用が進められた場合には、民間の登録検査機関による実施状況に応じて、本研究所の業務を縮小すること。	①健康増進法及び食品表示法の規定に基づく業務については、指定の期間内に報告がなされているか。 ②分析方法の標準化及び改良が的確になされているか。 ③試験室内外の分析値の信頼性確保に資する取組が的確になされているか。 ④関連省庁における栄養表示に関係した施策に寄与しているか。	①について ・業務実施の的確性（評価指標） ・試験結果の期限内報告率（モニタリング指標） ②について ・標準化又は改良した分析方法の件数（評価指標） ・論文発表件数（モニタリング指標） ・学会発表件数（モニタリング指標） ・報告書等の件数（モニタリング指標） ③について ・分析値の信頼性確保の推進（評価指標） ・精度管理試験の件数（モニタリング指標） ・問合せへの対応件数（モニタリング指標） ・関係機関との意見交換会等の開催件数等（モニタリング指標） ④について ・行政への貢献度（評価指標） ・会議等への参加数（モニタリング指標） ・問合せへの対応件数（モニタリング指標） ・事業への参加件数（モニタリング指標）
3. 国際協力・産学連携に関する事項 (1) 国際協力 我が国の健康・医療戦略の政策目標の達成に資するため、栄養と身体活動に関するWHO協力センターに指定されている本研究所の国際的機能を活かして国際協力事業の展開及び共同研究の推進を図り、特にアジア太平洋地域の健康・栄養問題の改善に貢献すること。	①アジア太平洋地域における健康・栄養問題の改善に寄与したか。	①について ・対象国における栄養・身体活動サーベイランスの向上（評価指標） ・対象国における研究成果の活用件数（モニタリング指標） ・技術支援・人材育成のための専門家派遣件数（モニタ

	②アジア太平洋地域の学術的ネットワークを強化できたか。	リング指標) ・「若手外国人研究者招へい事業」の招へい実績 (モニタリング指標) ②について ・学術的ネットワークを活用した共同研究の実施 (評価指標) ・「若手外国人研究者招へい事業」フォローアップ共同研究採択件数 (モニタリング指標) ・アジア太平洋地域の研究機関との共同研究件数 (モニタリング指標) ・国際シンポジウム開催件数 (モニタリング指標)
(2) 産学連携等による共同研究・人材育成 科学技術基本計画を踏まえ、本研究所の保有する人材・情報・技術等を活かして、大学及び民間企業等との間で研究所研究員の派遣や研究員の受入れを積極的に行い、国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充、人材の養成と資質の向上、研究設備の共同利用や外部利用を推進すること。 食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家 (管理栄養士等) への情報提供を行うこと。	①共同研究、研究所研究員の派遣、研究員の受入れが積極的に行われているか。 ②施設設備の共同利用や外部利用の促進のための取組が行われているか。 ③食育推進基本計画の推進に寄与しているか。 ④食生活の改善に資する情報提供が専門家に対して行われているか。	①について ・具体的な取組事例 (評価指標) ・共同研究等件数 (モニタリング指標) ・研究所研究員の派遣人数 (モニタリング指標) ・研究員の受入れ人数 (モニタリング指標) ②について ・具体的な取組事例 (評価指標) ・施設設備の共同利用・外部利用件数 (モニタリング指標) ③について ・具体的な取組事例 (評価指標) ・関連研究の実施状況 (モニタリング指標) ・全国食育大会への参加状況 (モニタリング指標) ④について ・具体的な取組事例 (評価指標) ・専門家への情報提供件数 (モニタリング指標)

4. 情報発信に関する事項 国民の身体活動・栄養・食品に対する関心は益々高まっており、メディアなどを介して様々な情報が提供されている。しかし、それらの情報の中には、科学的根拠に基づかない情報がある。一方、本研究所で実施した研究成果を社会に還元するためには、それらの成果を国民に効果的に伝える必要がある。本研究所では、情報収集力を活かして身体活動・栄養・食品に関する国内外の最新情報及び本研究所で実施した栄養や身体活動に関する研究成果をインターネット等を駆使して情報発信し、健全な生活習慣の普及・啓発を行い、健康日本21（第二次）の政策目標、健康寿命の延伸の達成に資する。 最新の身体活動・栄養・食品に関する国内外の情報を収集し、インターネット等を介して情報提供する（1日の総アクセス数は約28,000件以上を維持する（健康食品のページを含む。））こと。	①国民のニーズにあった健康・栄養・身体活動に関する情報収集と提供が行われているか。 ②ホームページやニュースレター等を介して研究所の活動や研究成果が効果的に発信されているか。 ③外部からの問合せに適切に対応し、その内容を職員に周知できたか。 ④政府方針を踏まえた情報セキュリティの推進が図られているか。	①について ・提供する情報の有用度（評価指標） ・インターネットを介した情報提供数とアクセス数（モニタリング指標） ・講演会等への講師派遣件数（モニタリング指標） ②について ・研究所の活動状況の発信（評価指標） ・オープンハウスや講演会の参加者数（モニタリング指標） ・外部からの見学者数（モニタリング指標） ・ホームページ等への掲載件数（モニタリング指標） ・ニュースレターの発行件数（モニタリング指標） ③について ・外部からの問合せ対応（評価指標） ・問合せへの対応状況（モニタリング指標） ④について ・情報セキュリティへの対応（評価指標） ・セキュリティ関連事項の職員への通知件数（モニタリング指標） ・セキュリティ講習会の開催件数（モニタリング指標）
C. 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項 旧医薬基盤研究所は、これまで我が国の医薬品等の創出に貢献する研究機関として、着実な成果を上げてきたところであり、また、旧国立健康・栄養研究所は、栄養と身体活動に関する国の施策や健康食品を中心とする国民の食の安全の確保に大きく寄与してきたところである。 両法人の統合を踏まえ、革新的な医薬品の研究開発、免疫に関する基礎研究や臨床サンプルを用いた研究等の経験及び薬用植物の鑑別や植物成分の分析等に関する技術を始めとする「医薬品等に関する専門性」と健康食品素材の安全性・有用性に関する研究、生活習慣病に関する基礎研究や疫学調査等の経験及び食品成分分析	①研究成果等が国の政策や社会のニーズと適合しているか。 ②研究成果等が国民の健康の保持増進や安全性の確保に係る研究に示唆を与えているか。	①について ・具体的な取組事例（評価指標） ・各種媒体等への掲載、取材及び地域イベント等への出展の件数（モニタリング指標） ・研究件数（モニタリング指標） ・研究の進捗（モニタリング指標） ②について ・具体的な取組事例（評価指標） ・研究件数（モニタリング指標） ・研究の進捗（モニタリング指標）

等に関する技術を始めとする「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進し、国民の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果を生み出すため、中長期目標期間中に、例えば以下のような新たな研究課題に取り組むこと。 ・医薬品と食品の相互作用に関する研究 ・生活習慣病の新しい予防法に関する研究 ・健康に関する機能性を表示した食品の品質評価に関する研究		
---	--	--